静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月31日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県条例第39号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事業税の課税標準の区分経理の義務） **第16条**　（略） ２　<u>電気供給業、ガス供給業若しくは保険業</u>とその他の事業とを併せて行う法人又は事業税が課されない事業とその他の事業とを併せて行う者は、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。 **附　則** （法人の事業税の税率の特例） 17　平成28年４月１日以後に開始し、かつ、平成31年３月31日以前に終了する各事業年度（法第72条の26第１項ただし書又は法第72条の48第２項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から６月の期間）に係る法人の事業税の額は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 ⑴　（略） ⑵　<u>電気供給業、ガス供給業及び保険業</u>　各事業年度の収入金額に100分の0.965を乗じて得た金額	（事業税の課税標準の区分経理の義務） **第16条**　（略） ２　<u>法第72条の２第１項第２号に掲げる事業</u>とその他の事業とを併せて行う法人又は事業税が課されない事業とその他の事業とを併せて行う者は、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。 **附　則** （法人の事業税の税率の特例） 17　平成28年４月１日以後に開始し、かつ、平成31年３月31日以前に終了する各事業年度（法第72条の26第１項ただし書又は法第72条の48第２項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から６月の期間）に係る法人の事業税の額は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 ⑴　（略） ⑵　<u>法第72条の２第１項第２号に掲げる事業</u>　各事業年度の収入金額に100分の0.965を乗じて得た金額

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　改正後の静岡県税賦課徴収条例の規定は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。